

# 水道等の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

## 1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2(特別対策分)。  
それ以外の団体は1/4(一般対策分)。

【拡充内容】

- ①上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ②特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※2(要件を緩和)
- ③一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

<地方財政措置(特別対策分)>



元利償還金の50%を普通交付税措置



(耐震管の敷設工事)

## 2. 公営企業債(防災対策事業)の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債(災害分)を改編のうえ、以下①②の事業を追加(令和10年度まで)し、「公営企業債(防災対策事業)」を創設

- ①病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ②水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備※3

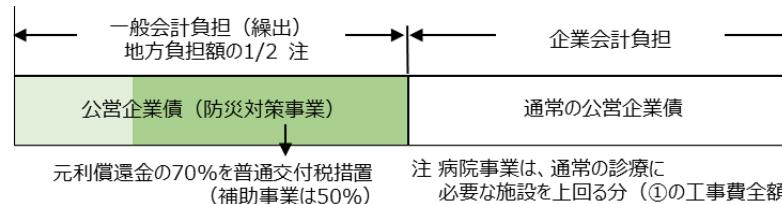
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70%※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあっては50%

<地方財政措置>



元利償還金の70%を普通交付税措置  
(補助事業は50%)

注 病院事業は、通常の診療に必要な施設を上回る分 (①の工事費全額)



(給水車)